

令和 2年 3月 11日

公 告

一般社団法人 日本産業精神保健学会
会員 各位

理事長 黒木 宣夫

次期代議員の選出について

日本産業精神保健学会定款第 11 条ならびに代議員会員および役員選出等規則に基づき、次期の代議員の選出を下記の通り行います。

記

選出される代議員 : 150 名以内

任期 : 4 年

全立候補者から代議員選出委員会の審査を経て、理事会の承認によって選出されます。
詳細は、日本産業精神保健学会定款、代議員会員および役員選出等規則をご覧ください。

《立候補者資格》

(候補者の応募資格)

1. 引き続き 3 年以上、本会会員として活動し、かつ会費を納入していること
2. 学会員歴 3 年以上であること。
3. 本会の認定した専門職であること。(専門職取得の意志がある者を含む ※注)
4. 再任候補者の場合は、正当な届け出なくして連続 3 年間にわたり代議員総会を欠席したことがないこと。
5. 前項各号の資格条件を満たさない場合であっても、選出委員会が同等以上と認めたときは、資格条件を満たすものとみなす。

立候補届出期間 : 令和 2年 3月 11日 (水) から令和 2年 4月 7日 (火) まで

立候補しようとする者は、理事長宛の立候補届けを上記期間 (消印有効) までに、立候補の旨を書留郵便もしくはメール添付にて事務局まで届け出てください。届出用紙は学会 HP (URL) からダウンロードしてください。

※注 : 専門職未取得の場合、本学会認定産業精神保健専門職制度規則第 5 条に準じて下記 1,2,3 のいずれかを満たしており、かつ専門職認定申請を予定していること。

1. 事業場にて月 1 回以上、産業医、精神科・心療内科等の嘱託医、心理職、看護職として産業精神保健活動に計 3 年以上従事していること。
2. 都道府県産業保健推進センターのメンタルヘルス相談員を計 3 年以上担当していること。

3. 衛生管理者、衛生推進者、人事労務担当者として、事業場にて計3年以上従事していること。

(なお、第27回(2020年)から29回大会まで大会参加にて取得できる単位数を15⇒20単位に引き上げる特別措置を行います。)

立候補届出先：

〒113-0033 東京都文京区本郷3丁目18番1号

(株) テンタクル 内

一般社団法人 日本産業精神保健学会 事務局

メールアドレス jsomh.mail@gmail.com

以上